

① さいたま簡易裁判所 裁判官 陸 奥 亜 紀 (印)

平成30年11月1日

さいたま簡易裁判所 裁判官 陸 奥 亜 紀 (印)

下記被疑者に対する 窃盗 被疑事件につき、逮捕状の発付を請求する。

記

1 被疑者 名 年 齢 住 居

2 7日間を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

3 引致すべき官公署又はその他の場所

4 逮捕状を数通必要とするときは、その数及び事由

5 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由

6 被疑者の逮捕を必要とする事由

7 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由

8 30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係刑罰の整備に関する法律の罪以外の罪について2万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、刑事訴訟法第196条第1項ただし書に定める事由

9 被疑事実の要旨 別紙記載のとおり

②簡裁→地裁→む

②受付時刻を記入

逮捕状 (通常逮捕)

被疑者の氏名

被疑者の年齢、性別、職業、住所、職名、被疑事実の要旨、被疑者を引致すべき場所、請求者の官公職氏名

有効期間 平成30年11月8日まで

有効期間経過後は、この令状により逮捕に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に送還しなければならない。有効期間内であっても、逮捕の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に送還しなければならない。

上記の被疑事実により、被疑者を逮捕することを許可する。

平成30年11月1日

さいたま簡易裁判所

裁判官 陸 奥 亜 紀 (印)

逮捕者の官公職氏名

逮捕の年月日時分 平成 年 月 日 午 時 分 で逮捕

記名押印

引致の年月日時分 平成 年 月 日 午 時 分

記名押印

送致する手続をした年月日時分 平成 年 月 日 午 時 分

記名押印

送致を受けた年月日時分 平成 年 月 日 午 時 分

記名押印

逮捕状 (通常逮捕)

- ① さいたま簡易裁判所 裁判官 陸 奥 亜 紀 (印) 内の「裁判官連絡先・処理できる令状一覧」に基づき処理庁を確認し、
- ② 請求書原本及び謄本に当直受付印を押し、それぞれの受付印に受付時刻、事件符号（簡裁→、地裁→む）及び令状請求事件簿（簡裁又は地裁）の事件番号（頭にCを付ける）を記入して認印する。
- ③ 令状請求事件簿（簡裁又は地裁）に下の記入例のように記入する。
- ④
- ※ 裏面「PC操作編」参照

- ⑤ 請求書原本をホチキスで留めて、処理点検票（書記官用）で点検した上で、一件記録・処理点検票（裁判官用・書記官用）とともに裁判官に提出する。
- ⑥ 裁判官から逮捕状が下りてきたら、起案者が点検の上、起案者と違う者が処理点検票（書記官用）でダブルチェックする。
- ⑦ 請求者を呼び、逮捕状と一件記録を渡し、令状請求事件簿（簡裁又は地裁）に受領印を受ける。備考欄に発付時刻を記入する。
- ※ 請求書謄本は裁判所で保管する。

令状請求事件簿〔簡裁用又は地裁用〕記入例

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状の種別	裁判官	結果	⑦ 請求者の受領印	② 受付時刻	⑦ 発付時刻
11.1	121	浦和	窃盗		甲	陸奥	発付	印	14:20	15:30

※ 引致後のサンプル

① さいたま市中央裁判所 裁判官 陸奥 亜紀

平成30年11月1日

埼玉県浦和警察署
刑事課第1分署 2階にある物を受け付けた刑事警察署
警部 〇〇〇〇

下記被疑者に対する 窃盗 被疑事件につき、逮捕状の発付を請求する。

記

1 被疑者
氏名 〇〇〇〇
年齢 〇〇歳
職業 〇〇
居住 〇〇

2 逮捕の年月日時及び場所
平成30年11月1日午前9時15分

3 引致の年月日時及び場所
平成30年11月1日午前9時55分

4 逮捕者官公職氏名
埼玉県浦和警察署 司法巡查 〇〇〇〇

5 引致すべき官公署又はその他の場所
〇〇〇〇

6 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由
(1) 被害届 (2) 緊急逮捕手続票
(3) 捜査報告書 (4) 供述調書

7 急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができなかった理由及び被疑者の逮捕を必要とする理由
被疑者は、職務質問を受け拒否を自供したが、任意同行を求められるや突然逃走しようとしたもので、誘下すれば所在不明となるおそれがあった。

8 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由

9 被疑事実の要旨
被疑者は、平成30年11月1日午前8時ころ、さいたま市南区南本町1番15号松井正男方玄関付近において、同所に置かれていた同人人所有の自転車1台(時価1万円相当)を窃取したものである。

逮捕状 (緊急逮捕)

被疑者の氏名 〇〇〇〇

被疑者の年齢、性別、職業、氏名、被疑事実の要旨、請求者の官公職氏名、逮捕の年月日時及び場所、引致の年月日時及び場所
別紙逮捕状請求書のとおり

上記の被疑事実により、被疑者の逮捕を認める。
平成30年11月1日
さいたま市中央裁判所
裁判官 陸奥 亜紀

送致する手続をした年月日時 平成 年 月 日 年 時 分
署名 押印
送致を受けた年月日時 平成 年 月 日 年 時 分
署名 押印

逮捕状 (緊急逮捕)

- ① 「裁判官連絡先・処理できる令状一覧」に基づき処理庁を確認し、
- ② 請求書原本及び謄本に当直受付印を押し、それぞれの受付印に受付時刻、事件符号 (簡裁→る、地裁→む) 及び令状請求事件簿 (簡裁又は地裁) の事件番号 (頭にCを付ける) を記入して認印する。
- ③ 令状請求事件簿 (簡裁又は地裁) に下の記入例のように記入する。
- ④ 裏面「PC操作編」参照

- ⑤ 請求書原本をホチキスで留めて、処理点検票 (書記官用) で点検した上で、一件記録・処理点検票 (裁判官用・書記官用) とともに裁判官に提出する。
- ⑥ 裁判官から逮捕状が下りてきたら、起案者が点検の上、起案者と違う者が処理点検票 (書記官用) でダブルチェックする。
- ⑦ 請求者を呼び、逮捕状と一件記録を渡し、令状請求事件簿 (簡裁又は地裁) に受領印を受ける。備考欄に発付時刻を記入する。
- ※ 請求書謄本は裁判所で保管する。

令状請求事件簿 [簡裁用又は地裁用] 記入例

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状の種類	裁判官	結果	受領印	備考
11.1	121	浦和	窃盗	〇〇〇〇	乙	陸奥	発付	印	14:20 15:30

⑦ 請求者の受領印

② 受付時刻

⑦ 発付時刻

① 捜索差押許可状請求書

平成30年11月 1日

さいたま簡易裁判所 裁判官 陸

埼玉県 浦和 警察署

刑事訴訟法第191条第1項第2号に基づき、指定を受けた司法警察官

警部 〇〇〇〇

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 被疑事件につき、捜索差押許可状の発付を請求する。

記

1 被疑者の氏名 〇〇〇〇

2 差し押さえるべき物 別紙記載のとおり

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物 別紙記載のとおり

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

5 日出前又は日没後に行うことがあるときは、その旨及び事由 被疑者は、検身者で、毎日午後8時過ぎごろ帰宅するため

6 犯罪事実の要旨 被疑者は、協定の締結事由がないのに、平成30年9月下旬ころから同年10月下旬ころまでの間、埼玉県内又はその周辺において、覚醒剤であるフェニルメチルアミノプロパノールの塩類を自己の身体に使用したものである。

②簡裁→る 地裁→む

②受付時刻を記入

捜索差押許可状

被疑者の氏名及び年齢 〇〇〇〇 昭和34年1月 9日生

被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 被疑事件

について、下記のとおり捜索及び差押えをすることを許可する。

捜索すべき場所、身体又は物 別紙記載のとおり

差し押さえるべき物 別紙記載のとおり

有効期間 平成30年11月 8日まで

有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

平成30年11月1日

さいたま簡易裁判所

裁判官 陸奥亜紀

請求者の官公職氏名 埼玉県 浦和 警察署 司法警察官 〇〇〇〇

この令状は日出前又は日没後において行うことができる。 裁判官 陸奥亜紀

捜索差押許可状（強制採尿を除く）

- ① 〇〇〇〇の「裁判官連絡先・処理できる令状一覧」に基づき処理庁を確認し、〇〇〇〇
- ② 請求書原本に当直受付印を押し、受付印に受付時刻、事件符号（簡裁→る、地裁→む）及び令状請求事件簿（簡裁又は地裁）の事件番号（頭にEを付ける）を記入して認印する。
- ③ 令状請求事件簿（簡裁又は地裁）に下の記入例のように記入する。※備考欄注意！
- ④ 〇〇〇〇
- ※ 裏面「PC操作編」参照

- ⑤ 別紙をホチキスで留めて、処理点検票（書記官用）で点検した上で、一件記録・処理点検票（裁判官用・書記官用）とともに裁判官に提出する。
- ⑥ 裁判官から許可状が下りてきたら、起案者が点検の上、起案者と違う者が処理点検票（書記官用）でダブルチェックする。
- ⑦ 請求者を呼び、〇〇〇〇許可状と一件記録を渡し、令状請求事件簿（簡裁又は地裁）に受領印を受ける。備考欄に発付時刻を記入する。

③ 令状請求事件簿〔簡裁用又は地裁用〕記入例

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状の種別	裁判官	結果	受領印	備考
11.1	121	浦和	覚せい剤取締法違反	〇〇〇〇	捜索差押	陸奥	発付	印	14:20 15:30 被疑者方居宅
11.1	122	浦和	覚せい剤取締法違反	〇〇〇〇	捜索差押	陸奥	発付	印	14:20 15:30 自動車

⑦ 請求者の受領印

② 受付時刻

⑦ 発付時刻

請求者、罪名、被疑者など、同一の請求が複数来た場合は、備考欄に対象物を記載する。

捜索許可状請求書

平成30年11月 1日

さいたま簡易裁判所 裁判官 陸 奥 亜 紀

埼玉県 浦和 警察署
刑事訴訟係第1室(第2室)に捜索を受けた司法警察員
警 部 〇〇〇〇

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 被疑事件につき、捜索許可状の発付を請求する。

記

1 被疑者の氏名 〇〇〇〇

2 差し押さえるべき物 〇〇〇〇

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物
別紙記載のとおり

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由 〇〇〇〇

5 日出前又は日没後に行うことがあるときは、その旨及び事由
被疑者は、昼間、必ず午後8時過ぎごろ帰宅するため

6 犯罪事実の要旨
被疑者は、法定の除外事由がないのに、平成30年9月下旬ごろから同年10月下旬ごろまでの間、埼玉県内又はその周辺において、覚醒剤であるフェニルピペリジン系の覚醒剤を自己の身体に使用したものである。

②簡裁→る
地裁→む

②受付時刻を記入

捜 索 許 可 状

被疑者の氏名及び年齢 〇〇〇〇 ⑤・⑦
昭和34年1月 9日生

被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 被疑事件
について、下記のとおり捜索をすることを許可する。

捜索すべき場所、身体又は物 別紙記載のとおり

有効期間 平成30年11月 8日まで

有効期間経過後は、この令状により捜索に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。
有効期間内であっても、捜索の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

⑤・⑦ 平成30年11月 1日
さいたま 簡 易 裁 判 所
裁 判 官 陸 奥 亜 紀 ⑥確認

請求者の官公職氏名 埼玉県 浦和 警察署
司法警察員警部 〇〇〇〇

この令状は日出前又は日没後において行うことができる。 裁判官 〇〇〇〇 ⑥確認

捜索許可状

- ① 〇〇〇〇の「裁判官連絡先・処理できる令状一覧」に基づき処理庁を確認し、〇〇〇〇
- ② 請求書原本に当直受付印を押し、受付印に受付時刻、事件符号（簡裁→る、地裁→む）及び令状請求事件簿（簡裁又は地裁）の事件番号（頭にEを付ける）を記入して認印する。
- ③ 令状請求事件簿（簡裁又は地裁）に下の記入例のように記入する。※備考欄注意！
- ④ 〇〇〇〇
※ 裏面「PC操作編」参照
- ⑤ 別紙をホチキスで留めて、処理点検票（書記官用）で点検した上で、一件記録・処理点検票（裁判官用・書記官用）とともに裁判官に提出する。
- ⑥ 裁判官から許可状が下りてきたら、起案者が点検の上、起案者と違う者が処理点検票（書記官用）でダブルチェックする。
- ⑦ 請求者を呼び、〇〇〇〇許可状と一件記録を渡し、令状請求事件簿（簡裁又は地裁）に受領印を受ける。備考欄に発付時刻を記入する。

③ 令状請求事件簿〔簡裁用又は地裁用〕記入例

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状の種別	裁判官	結果	受領印	備考
11.1	121	浦和	覚せい剤取締法違反	〇〇〇〇	捜索	陸奥	発付	印	14:20 15:30 被疑者方居宅
11.1	122	浦和	覚せい剤取締法違反	〇〇〇〇	捜索	陸奥	発付	印	14:20 15:30 自動車

⑦ 請求者の受領印

② 受付時刻

⑦ 発付時刻

請求者、罪名、被疑者など、同一の請求が複数来た場合は、備考欄に対象物を記載する。

① さいたま簡易裁判所 裁判官 殿

平成30年11月 1日

埼玉県 浦和 警察署
刑事部 第19号第2項による指定を受けた司法警察員
警部 [印]

下記被疑者に対する 有印私文書偽造・同行使、詐欺 被疑事件につき、差押許可状の発付を請求する。

記

1 被疑者の氏名 [印]

2 差し押さえるべき物
さいたま市浦和区〇丁目〇番〇号アールネットビル3階
〇〇株式会社料金徴収センターにおいて保管している、
下記電話番号等について下記期間中の通信状況に係る料金明細内訳
が記録された電磁的記録媒体
1. 携帯電話番号
〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
2. 期間
平成30年11月5日から同年11月24日までの間

3 搜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物 [印]

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由 [印]

5 日出前又は日没後に行うことがあるときは、その旨及び事由 [印]

6 犯罪事実の要旨
別紙のとおり

②簡裁→る
地裁→む

③受付時刻を記入

差 押 許 可 状

被疑者の氏名及び年齢 [印] 昭和34年1月 9日生

被疑者に対する 有印私文書偽造・同行使、詐欺 被疑事件
について、下記の物を差し押さえることを許可する。

差し押さえるべき物 別紙記載のとおり

有効期間 平成30年11月 8 日まで [印]

有効期間経過後は、この令状により差し押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。
有効期間内であっても、差し押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

平成30年11月 1日
さいたま 簡 易 裁 判 所
裁 判 官 陸 奥 亜 紀 [印] ⑥確認

請求者の官公職氏名 埼玉県 浦和 警察署
司法警察員警部 [印]

差押許可状

- ① [印] の「裁判官連絡先・処理できる令状一覧」に基づき処理庁を確認し、[印]
- ② 請求書原本に当直受付印を押し、受付印に受付時刻、事件符号（簡裁→る、地裁→む）及び令状請求事件簿（簡裁又は地裁）の事件番号（頭にEを付ける）を記入して認印する。
- ③ 令状請求事件簿（簡裁又は地裁）に下の記入例のように記入する。※備考欄注意！
- ④ [印]
- ※ 裏面「PC操作編」参照

- ⑤ 別紙をホチキスで留めて、処理点検票（書記官用）で点検した上で、一件記録・処理点検票（裁判官用・書記官用）とともに裁判官に提出する。
- ⑥ 裁判官から許可状が下りてきたら、起案者が点検の上、起案者と違う者が処理点検票（書記官用）でダブルチェックする。
- ⑦ 請求者を呼び、[印] 許可状と一件記録を渡し、令状請求事件簿（簡裁又は地裁）に受領印を受ける。備考欄に発付時刻を記入する。

③ 令状請求事件簿〔簡裁用又は地裁用〕記入例

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状の種類	裁判官	結果	受領印	備考
11.1	121	浦和	有印私文書偽造・同行使、詐欺	[印]	差押	陸奥	発付	[印]	14:20 15:30 090-0000-0000 ② 受付時刻 ⑦ 発付時刻
11.1	122	浦和	有印私文書偽造・同行使、詐欺	[印]	差押	陸奥	発付	[印]	14:20 15:30 080-△△△△-△△△△ 請求者、罪名、被疑者など、同一の請求が複数来た場合は、備考欄に対象物を記載する。

検 証 許 可 状	
被 疑 者 の 氏 名 及 び 年 齢	昭和54年1月 9日生 被疑者に対する 傷害 被疑事件
について、下記のとおり検証をすることを許可する。	
検証すべき場所又は物	別紙記載のとおり
有 効 期 間	平成 30 年 11 月 8 日まで
有効期間経過後は、この台状により検証に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に送還しなければならない。 有効期間内であっても、検証の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に送還しなければならない。	
平成 30 年 11 月 1 日	⑤・⑦
したま 検 察 官 署	
検 査 官	睦 奥 亜 紀 (印)
請求者の官公職氏名	
唐玉泉 謙和 警察署 司法警察員警部	⑤確認

受付	事件番号	請求者の 所属庁	罪名等	被疑者等	令状の 種別	裁判官	結果	受領印	備考
11.1	121	浦和	傷害	■	検証	睦奥	発付	印	14:20 ← ② 受付時刻 15:30 ← ⑦ 発付時刻 090-0000-0000
11.1	122	浦和	傷害	■	検証	睦奥	発付	印	14:20 15:30 自動車 ←

請求者、罪名、被疑者など、同一の請求が複数来た場合は、備考欄に対象物を記載する。

注 採集場所が特定されている場合には、「搜索差押えに関する条件」欄2項の「又は採集に連する最寄りの場所」の前に採集場所の所在地及び名称を記載する。採集場所が特定されていない場合には、「又は」を削除する。

受付	事件番号	請求者の 所属庁	罪名等	被疑者等	令状の 種別	裁判官	結果	受領印	備考
11.1	121	浦和	覚せい剤 取締法違反		捜索 差押	陸奥	発付	印	14:20 15:30 強制採尿

② 受付時刻

⑦ 発付時刻

「強制採尿」と記載する。

① 身体検査令状請求書

平成30年11月1日

さいたま簡易裁判所 裁判官 陸奥 亜紀

埼玉県 浦和 警察署
刑事課第19号(急用)係に提出を受けた司法警察員
警部 〇〇〇〇

下記被疑者に対する 道路交通法違反 被疑事件につき、下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。

1 被疑者の氏名 〇〇〇〇

2 身体検査を受ける者
氏名 〇〇〇〇
年齢 〇〇歳
職業 〇〇
住居 〇〇
健康状態 〇〇

3 身体検査を必要とする理由
捜査報告書記載のとおり、採血拒否の事に出るおそれがあるため

4 検査すべき身体部位
被疑者甲野太郎の身体(左右いづれかの腕)

5 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

6 日出前又は日没後に行うことがあるときは、その旨及び事由

7 犯罪事実の要旨
別紙記載のとおり

② 簡裁→る
地裁→む

② 受付時刻を記入

身体検査令状

被疑者の氏名 〇〇〇〇 昭和34年1月9日生

被疑者に対する 道路交通法違反 被疑事件
について、下記の者の身体検査を許可する。

検査すべき身体 採血に必要な被疑者の身体

身体検査に関する条件 採血は医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない。

身体検査を受ける者が正当な理由がなく身体検査を拒んだときは、10万円以下の罰金又は10万円以下の罰金若しくは拘留に処せられ、あるいは罰金と拘留を併科されることがある。

有効期間 平成30年11月8日まで

有効期間経過後は、この令状により身体検査をすることができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。
有効期間内であっても、身体検査の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

平成30年11月1日
さいたま簡易裁判所
裁判官 陸奥 亜紀

請求者の官公職氏名 埼玉県 浦和 警察署
司法警察員警部 〇〇〇〇

身体検査令状（強制採血を除く）

- ① 〇〇〇〇の「裁判官連絡先・処理できる令状一覧」に基づき処理庁を確認し、〇〇〇〇
- ② 請求書原本に当直受付印を押し、受付印に受付時刻、事件符号（簡裁→る、地裁→む）及び令状請求事件簿（簡裁又は地裁）の事件番号（頭にEを付ける）を記入して認印する。
- ③ 令状請求事件簿（簡裁又は地裁）に下の記入例のように記入する。
- ④ 〇〇〇〇
※ 裏面「PC操作編」参照

- ⑤ 別紙をホチキスで留めて、処理点検票（書記官用）で点検した上で、一件記録・処理点検票（裁判官用・書記官用）とともに裁判官に提出する。
- ⑥ 裁判官から令状が下りてきたら、起案者が点検の上、起案者と違う者が処理点検票（書記官用）でダブルチェックする。
- ⑦ 請求者を呼び、〇〇〇〇令状と一件記録を渡し、令状請求事件簿（簡裁又は地裁）に受領印を受ける。備考欄に発付時刻を記入する。

③ 令状請求事件簿〔簡裁用又は地裁用〕記入例

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状の種別	裁判官	結果	受領印	備考
11.1	121	浦和	道路交通法違反	〇〇〇〇	身体検査	陸奥	発付	印	14:20 15:30

② 受付時刻

⑦ 発付時刻

⑦ 請求者の受領印

①

さいたま簡易裁判所 裁判官 陸奥 亜紀

平成 30 年 11 月 1 日

埼玉県 浦和 警察署
刑事部 捜査課 1 課 2 係 2 係長 田中 隆一 係長 田中 隆一 係長 田中 隆一

警部 田中 隆一 (印)

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 被疑事件につき、鑑定を嘱託された次の者が、鑑定に必要な下記処分をする許可を請求する。

記

- 鑑定人の職業及び氏名
埼玉県警察科学捜査研究所 技術職員 田中 隆一
- 鑑定を嘱託した年月日
平成 30 年 11 月 1 日
- 鑑定嘱託事項
覚せい剤であるか否か、覚せい剤であればその名称及び重量
- 犯罪事実の要旨
別紙記載のとおり
- 被疑者の氏名
田中 隆一
- 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物
覚せい剤と原料とされる白色結晶 1 袋
(縦 5 センチメートル、横 8.5 センチメートル大のプラスチック袋入り)
- 7 日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

② 簡裁→る
地裁→む

③ 受付時刻を記入

鑑定処分許可状

被疑者の氏名
田中 隆一 (印) 昭和 34 年 1 月 9 日生

被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 被疑事件
について、次の鑑定人が下記の処分をする許可を請求する。

鑑定人 氏名 田中 隆一
職 業 埼玉県警察科学捜査研究所 技術職員

立ち入るべき場所 別紙記載のとおり
検査すべき身体 別紙記載のとおり
解剖すべき死体 別紙記載のとおり
発掘すべき墳墓 別紙記載のとおり
破壊すべき物 別紙記載のとおり

身体検査に関する条件

有効期間 平成 30 年 11 月 8 日まで (印) ⑥・⑦

有効期間経過後は、この令状により許可された処分着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。

平成 30 年 11 月 1 日

さいたま簡易裁判所
裁判官 陸奥 亜紀 (印) ⑥確認

請求者の官公職氏名 埼玉県 浦和 警察署
司法警察員 田中 隆一

鑑定処分許可状

- ① 裁判官連絡先・処理できる令状一覧に基づき処理庁を確認し、
- ② 請求書原本に当直受付印を押し、受付印に受付時刻、事件符号（簡裁→る、地裁→む）及び令状請求事件簿（簡裁又は地裁）の事件番号（頭に E を付ける）を記入して認印する。
- ③ 令状請求事件簿（簡裁又は地裁）に下の記入例のように記入する。
- ④ ※ 裏面「PC 操作編」参照
- ⑤ 別紙をホチキスで留めて、処理点検票（書記官用）で点検した上で、一件記録・処理点検票（裁判官用・書記官用）とともに裁判官に提出する。
- ⑥ 裁判官から許可状が下りてきたら、起案者が点検の上、起案者と違う者が処理点検票（書記官用）でダブルチェックする。
- ⑦ 請求者を呼び、許可状と一件記録を渡し、令状請求事件簿（簡裁又は地裁）に受領印を受ける。備考欄に発付時刻を記入する。

③令状請求事件簿〔簡裁用又は地裁用〕記入例

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状の種別	裁判官	結果	受領印	備考
11.1	121	浦和	覚せい剤取締法違反	田中 隆一	鑑定処分	陸奥	発付	(印)	14:20 15:30

⑦ 請求者の受領印

② 受付時刻

⑦ 発付時刻

鑑定処分許可請求書

平成 30 年 11 月 1 日

さいたま簡易裁判所 裁判官 殿

埼玉県 浦和 警察署
刑事部第 1 課 2 項による鑑定を受けた司法警察員
警 部 [印]

下記被疑者に対する 道路交通法違反 被疑事件につき、鑑定を嘱託された次の者が、鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。

記

- 鑑定人の職業及び氏名
埼玉警察科学捜査研究所 技術職員 [印]
- 鑑定を嘱託した年月日
平成 30 年 11 月 1 日
- 鑑定嘱託事項
被疑者甲野太郎の身体からの血液採取
- 犯罪事実の要旨
別紙記載のとおり
- 被疑者の氏名
[印]
- 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物
[印] の身体
- 7 日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
[印]

② 簡裁→地裁→む
② 受付時刻を記入

鑑定処分許可状

被疑者の氏名及び年齢 [印] 昭和 34 年 1 月 9 日生

被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 被疑事件

について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。

鑑定人	氏 名 職 業 氏 名 職 業	[印] 埼玉警察科学捜査研究所 技術職員
立ち入るべき場所 検査すべき身体 解剖すべき死体 発掘すべき墳墓 破壊すべき物	血中アルコール濃度の測定をするのに必要な血液（ただし、4 ミリリットルを超えない範囲）を被疑者の身体から採取すること	
身体検査に関する条件	採血は医学的に相当と認められる方法により行わなければならない。	
有効期間	平成 30 年 11 月 8 日まで	
有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に送還しなければならない。		

平成 30 年 11 月 1 日

さいたま簡易裁判所
裁判官 睦奥亜紀 [印]

請求者の官公職氏名 埼玉県 浦和 警察署
司法警察員警部 [印]

鑑定処分許可状＋身体検査令状（強制採血）

- ① [印] の「裁判官連絡先・処理できる令状一覧」に基づき処理庁を確認し、[印]
 - ② 請求書原本に当直受付印を押し、それぞれ受付印に受付時刻、事件符号（簡裁→る、地裁→む）及び令状請求事件簿（簡裁又は地裁）の事件番号（頭に E を付ける）を記入して認印する。
 - ③ 令状請求事件簿（簡裁又は地裁）に下の記入例のように記入する。
 - ④ [印]
- ※ 裏面「P C 操作編」参照

- ⑤ 別紙をホチキスで留めて、処理点検票（書記官用）で点検した上で、一件記録・処理点検票（裁判官用・書記官用）とともに裁判官に提出する。
- ⑥ 裁判官から許可状が下りてきたら、起案者が点検の上、起案者と違う者が処理点検票（書記官用）でダブルチェックする。
- ⑦ 請求者を呼び、[印] 許可状と一件記録を渡し、令状請求事件簿（簡裁又は地裁）に受領印を受ける。備考欄に発付時刻を記入する。

③ 令状請求事件簿〔簡裁用又は地裁用〕記入例

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状の種類	裁判官	結果	受領印	備考
11.1	121	浦和	覚せい剤取締法違反	[印]	鑑定処分	睦奥	発付	[印]	14:20 15:30 強制採血
11.1	122	浦和	覚せい剤取締法違反	[印]	身体検査	睦奥	発付	[印]	14:20 15:30 強制採血

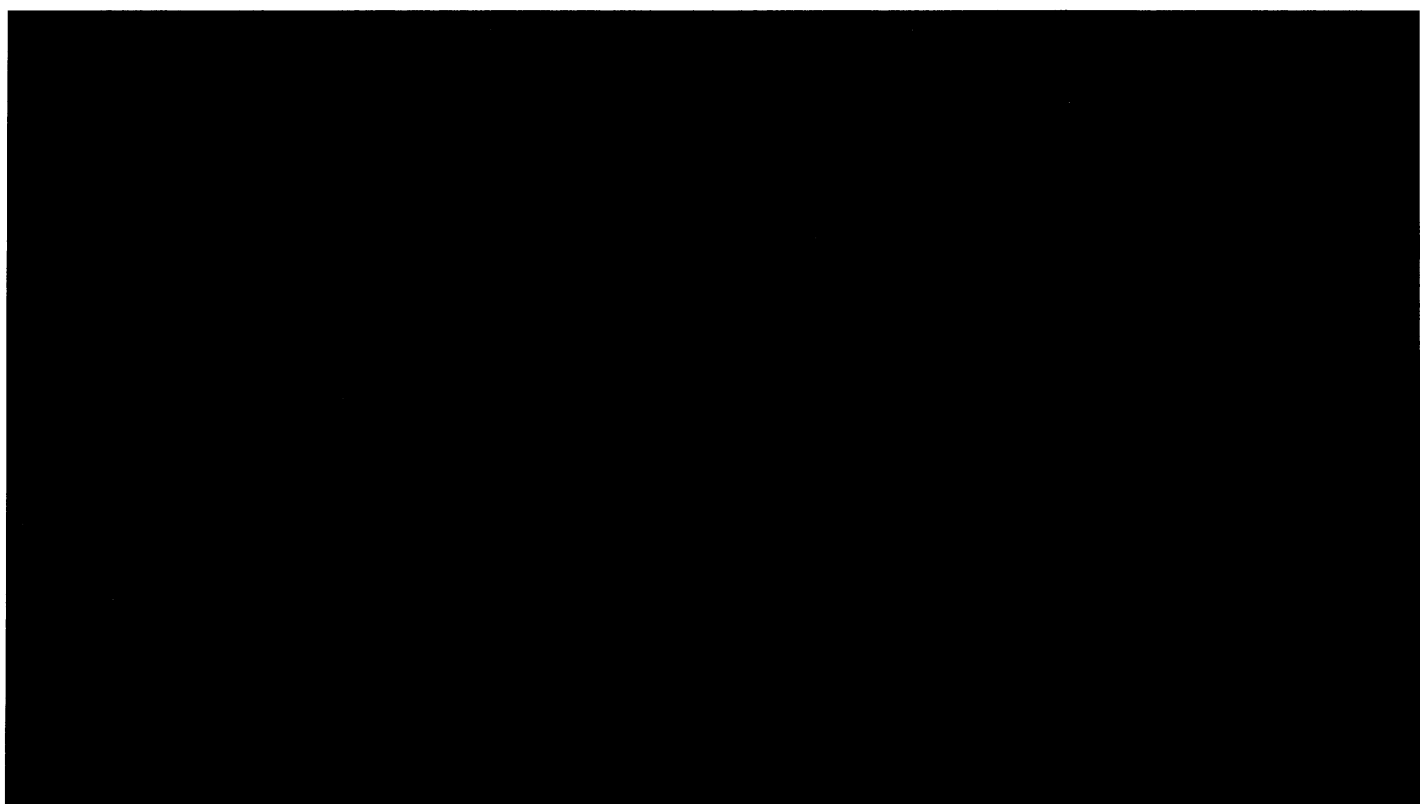
⑦ 請求者の受領印

② 受付時刻
⑦ 発付時刻

「強制採血」と記載する。

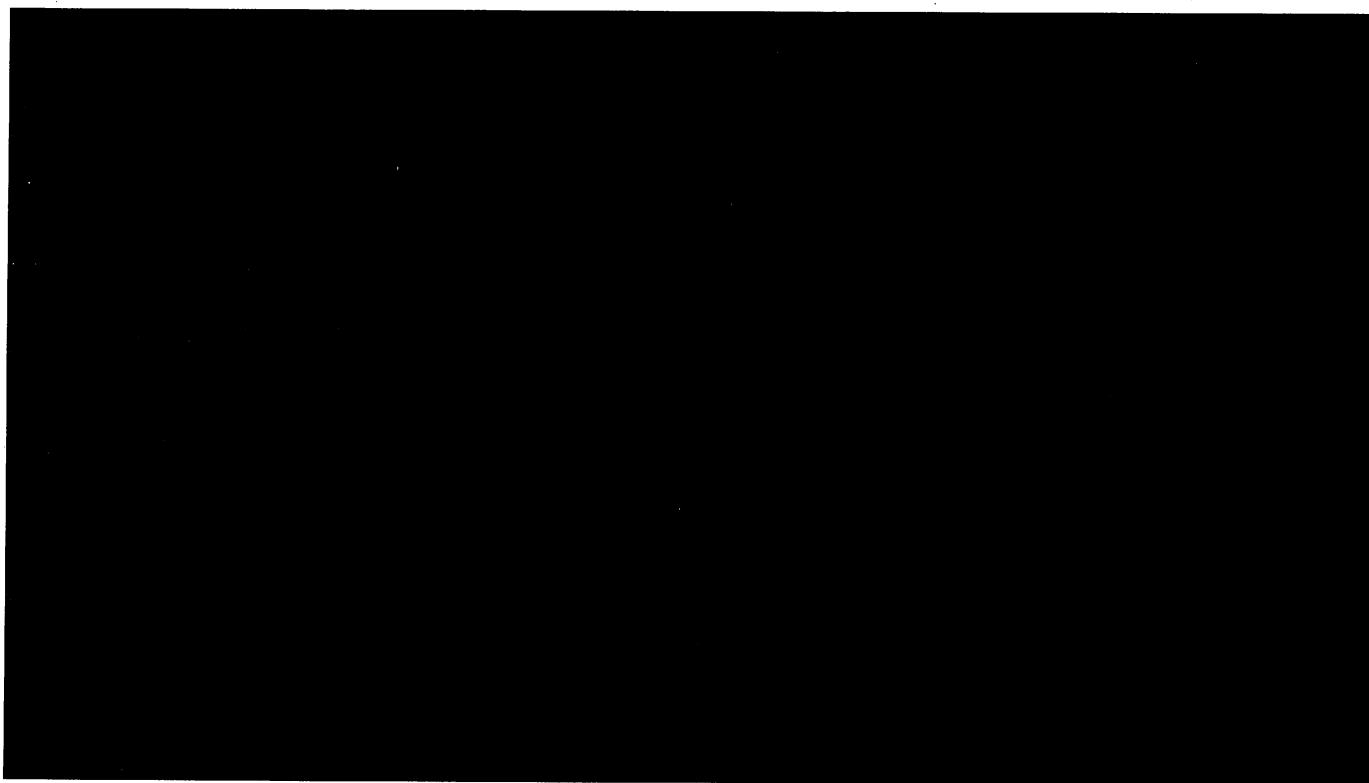
【逮捕状（通常逮捕）】

PC 操作編



【逮捕状（緊急逮捕）】

PC 操作編



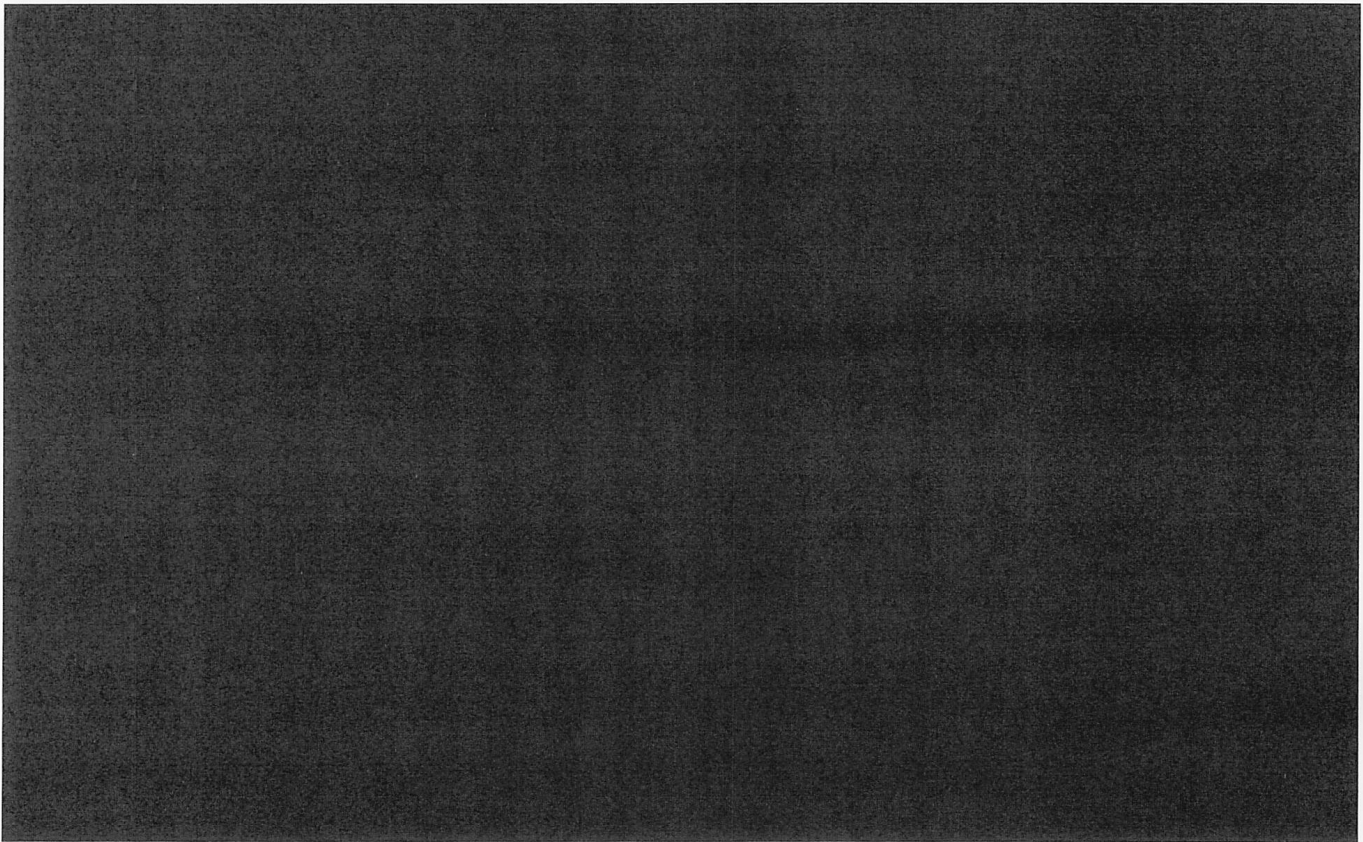
【搜索差押許可状（強制採尿を除く）】

PC 操作編



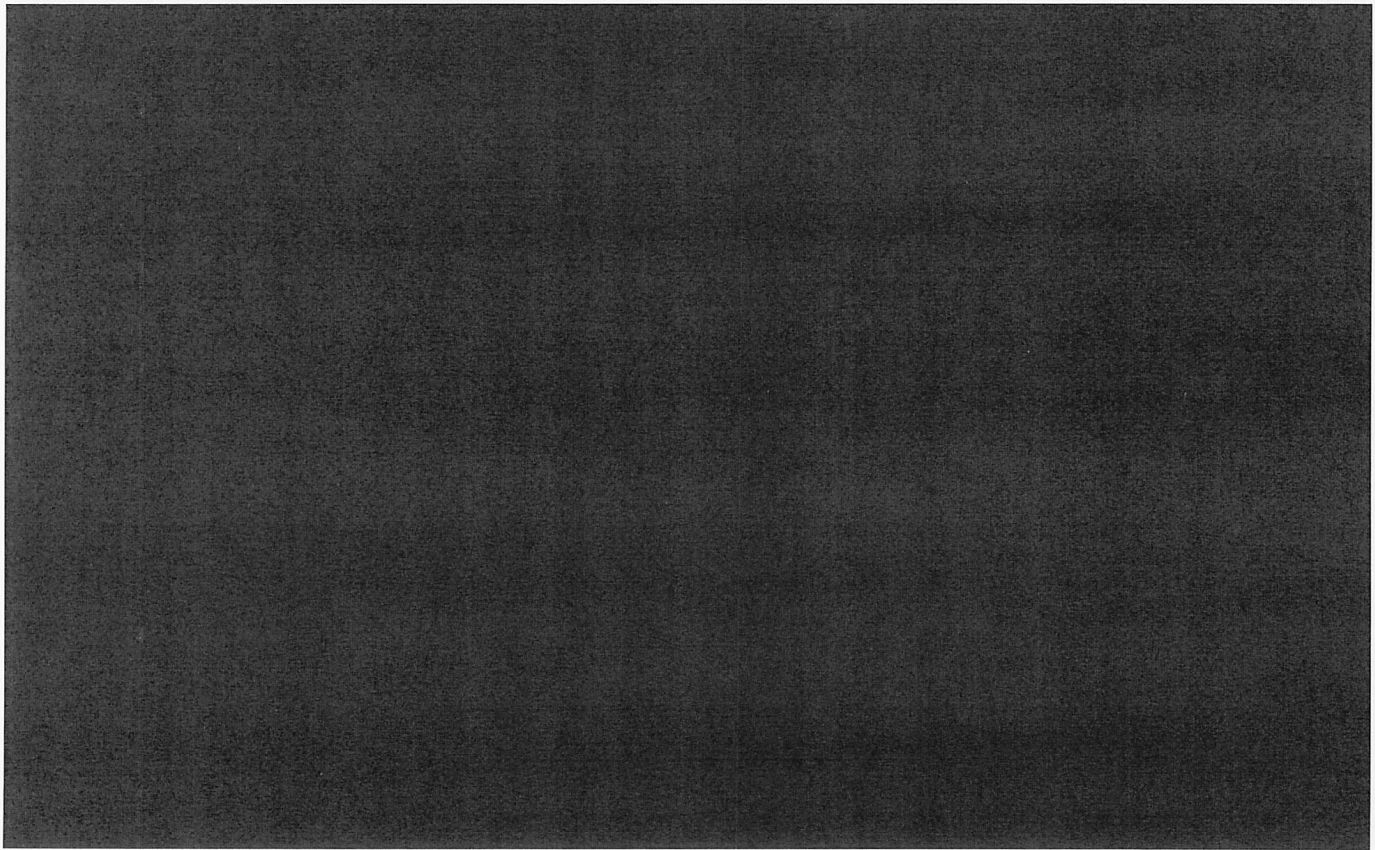
【搜索許可状】

PC 操作編



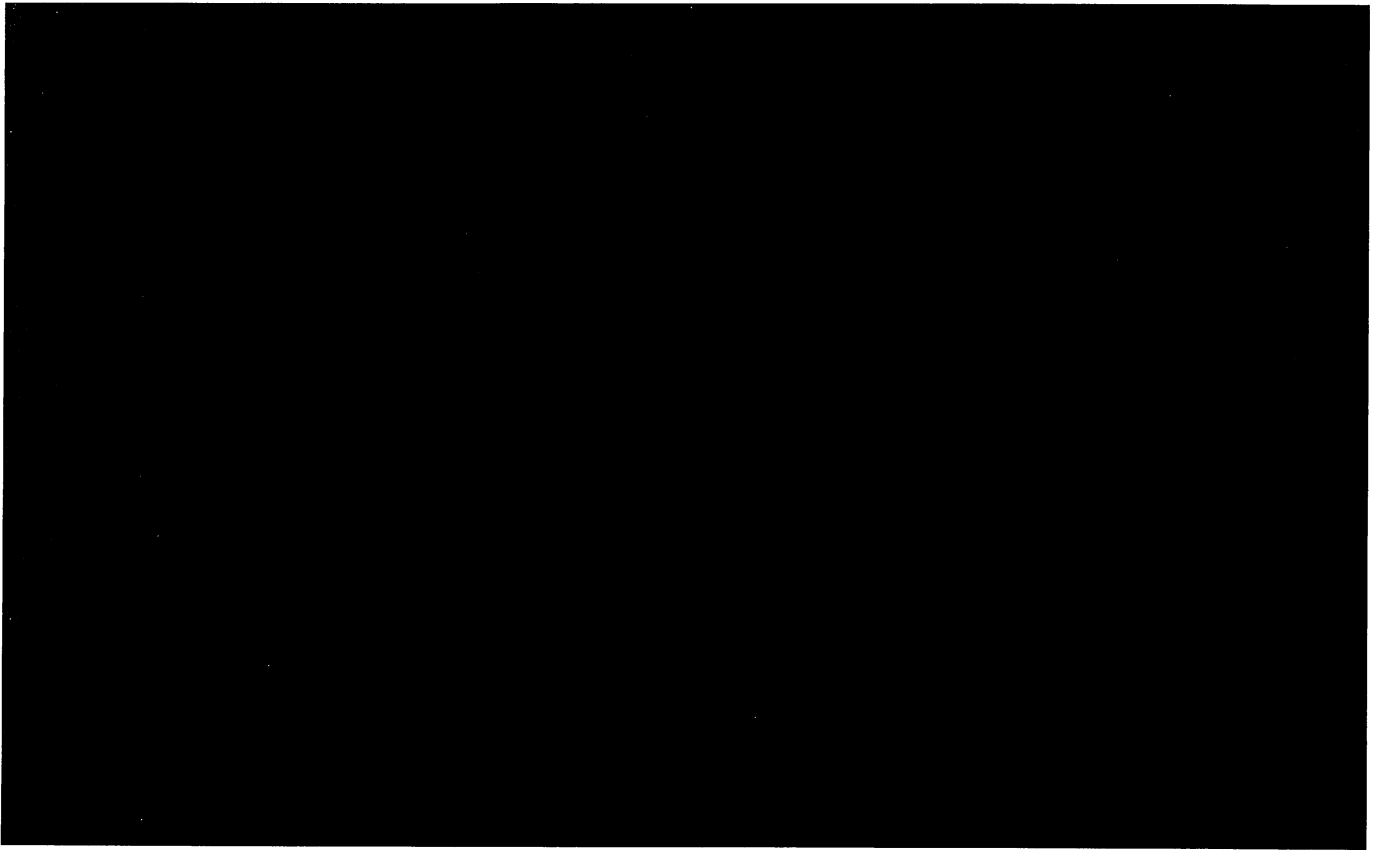
【差押許可状】

PC 操作編



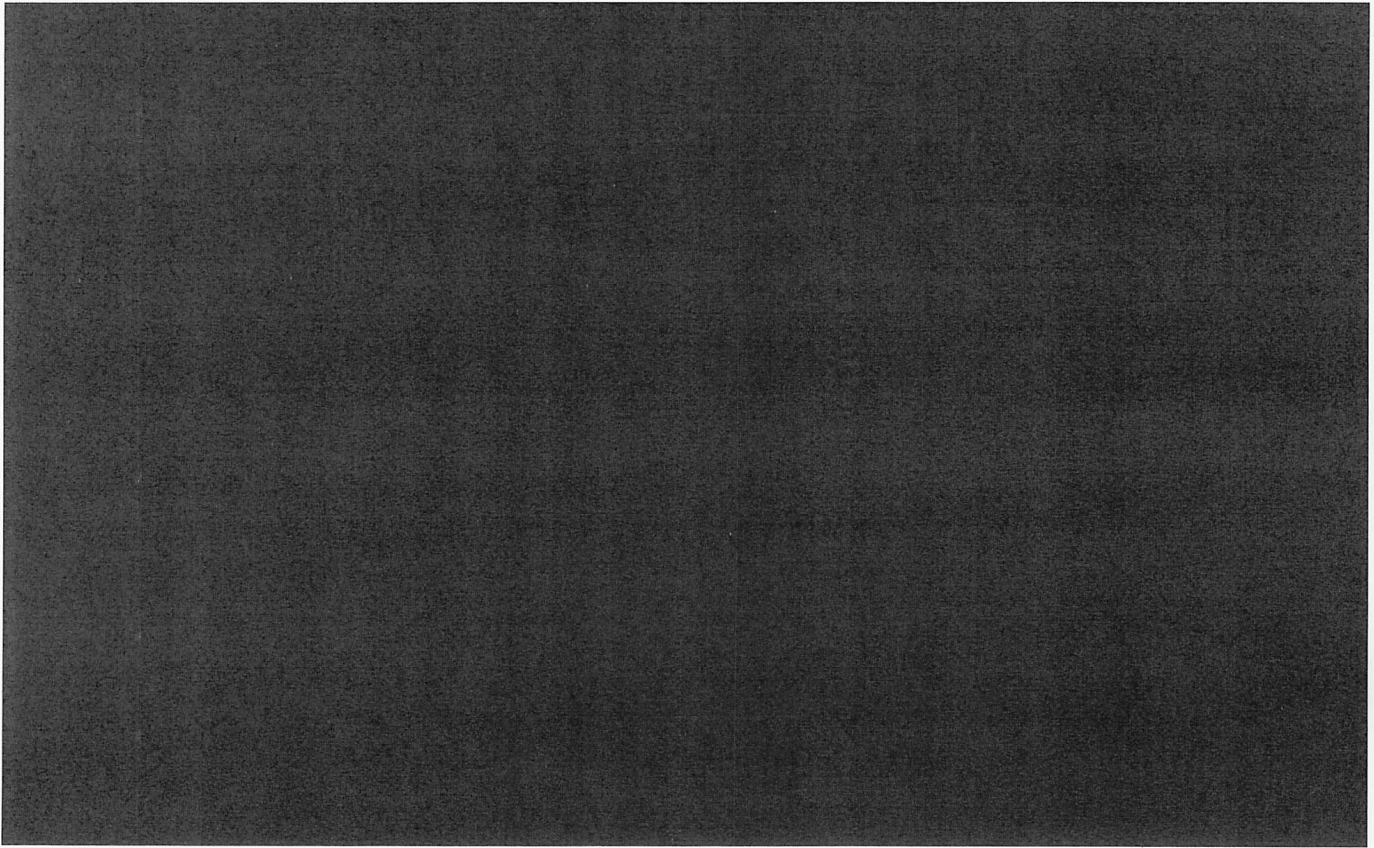
【検証許可状】

PC 操作編



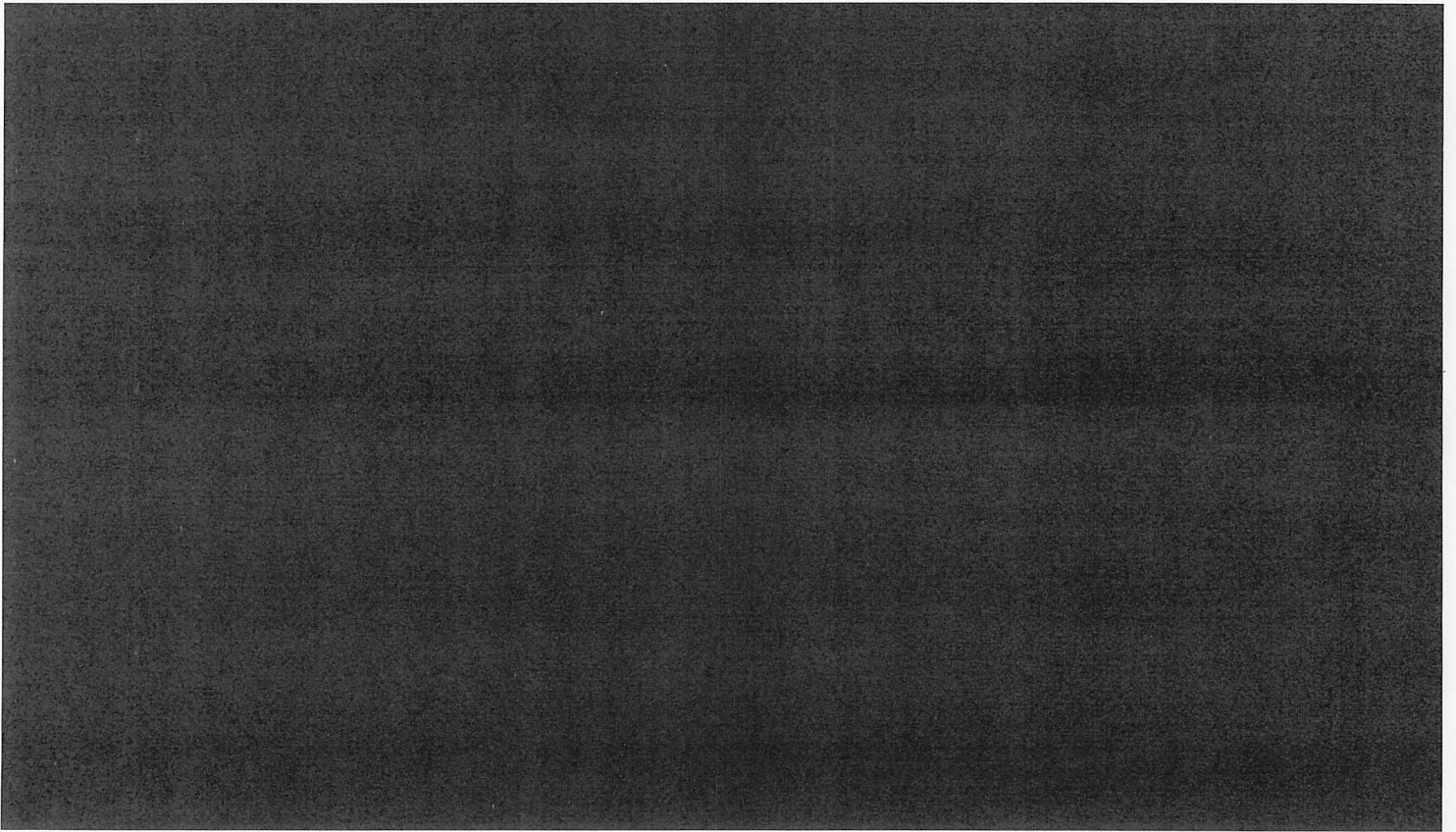
【搜索差押許可状（強制採尿）】

PC 操作編



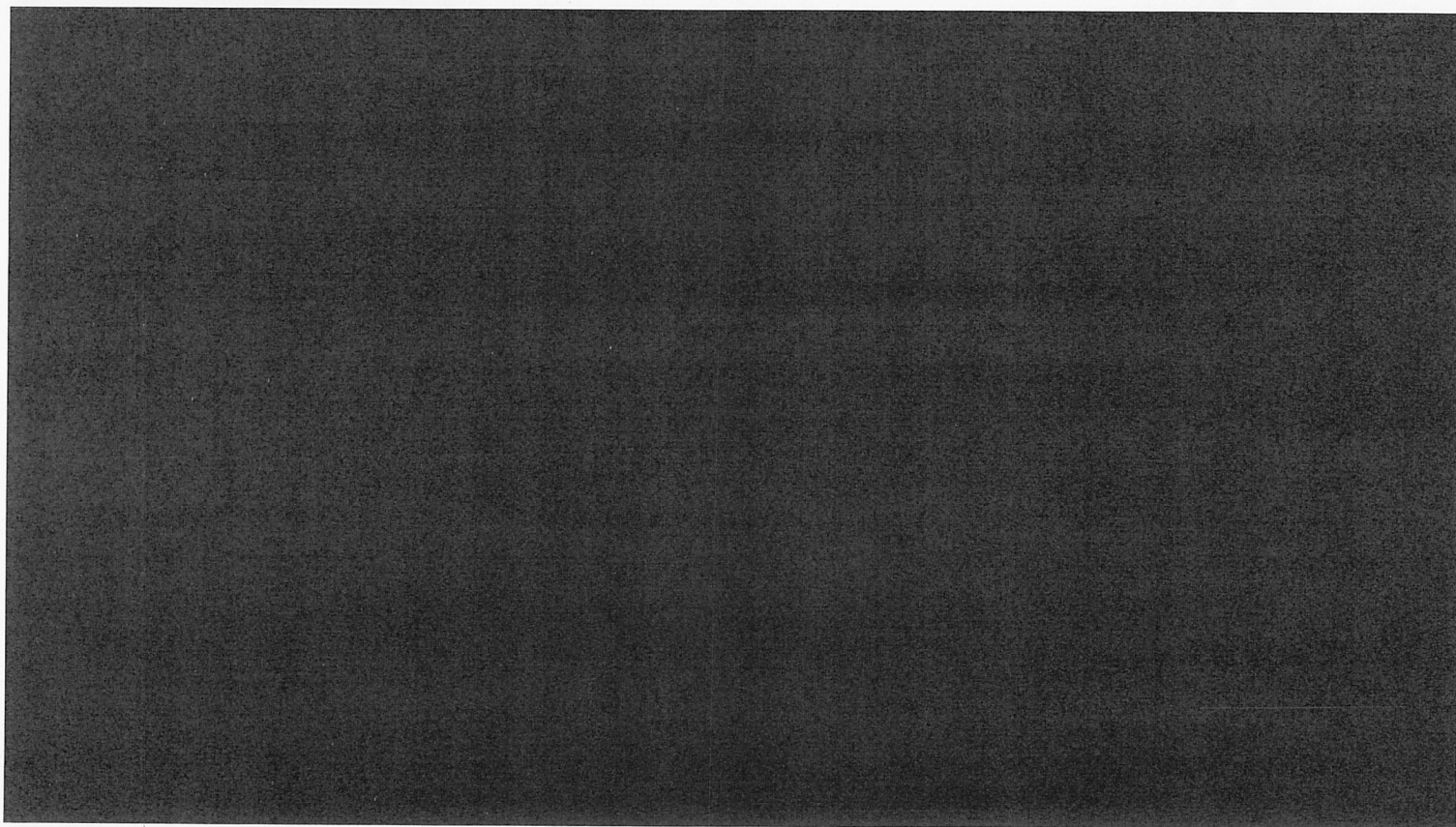
【身体検査令状（強制採血を除く）】

PC 操作編



【鑑定処分許可状】

PC 操作編



【鑑定処分許可状+身体検査令状（強制採血）】

PC 操作編

